

福運輸第172号の2
福運整第249号の2
令和3年6月17日

福島県内自動車運送事業者 殿

東北運輸局福島運輸支局長
(公印省略)

事業用自動車の運転者による飲酒運転の防止の徹底について

事業用自動車の運転者による飲酒運転の防止については、これまで再三にわたり発生状況を周知し防止の徹底を求めてきたところですが、令和2年の東北運輸局管内における飲酒運転は平成20年以降最多の11件発生し、更に、令和3年はすでに4件発生しています。

最近の飲酒運転による事故報告では、多くの場合、営業所を出庫後に飲酒し事故を惹起したことにより発覚している状況から、把握できている事例は氷山の一角と考えられ、飲酒運転が隠れて恒常的に行われていることが懸念されています。

令和3年度から令和7年度を計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」において「飲酒運転ゼロ」の目標を掲げている中で、このような状況となっていることは誠に遺憾です。

つきましては、飲酒運転は極めて悪質で危険な犯罪行為であることを社員に認識させるとともに飲酒運転の防止にむけて、下記の取組についての徹底をお願いします。

記

1. 運転者に対する指導監督の徹底について

- (1) 飲酒運転の危険性を理解させるため、アルコールが運転に及ぼす影響やアルコール依存症の危険性について、計画的かつ継続的に教育を実施すること。
- (2) 運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い、特に飲酒習慣のある運転者に対しては、飲酒実態を把握したうえで適切な指導や改善等に取り組むこと。

2. 点呼の厳正な実施について

- (1) 帰庫時の点呼の実施にあたっては、アルコール検知器を使用した確認のほか、運転者の状態を目視等で確認して、乗務中における飲酒の有無の確認を強化すること。
- (2) 遠隔地における点呼では、適切な時期に点呼を執行し、アルコール検知器の使用を徹底する等、休息中の飲酒により飲酒運転を招かない管理体制や手法を構築すること。